

JIS

市場・世論・社会調査及びインサイト・ データ分析ー用語及びサービス要求事項

JIS Y 20252 : 2019

(ISO 20252 : 2019)

(JMRA/JSA)

令和元年 10 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 迹 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和元.10.21

官 報 掲 載 日：令和元.10.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 石川 LK ビル TEL 03-3256-3101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 市場・世論・社会調査の中核的要求事項	14
4.1 コアフレームワーク	14
4.2 人事及びインフラに対する責任	18
4.3 情報セキュリティ	19
4.4 二次契約サービス	20
4.5 プロジェクト及び調査業務の計画・実施・報告	21
4.6 マネジメントレビュー及び改善	26
4.7 内部監査	26
4.8 法的要求事項	27
附属書 A (規定) アクセスパネルを含むサンプリング	28
附属書 B (規定) フィールドワーク	40
附属書 C (規定) 物理的観察	49
附属書 D (規定) デジタル的観察	51
附属書 E (規定) 自記入式	57
附属書 F (規定) データ管理及び処理	60
参考文献	66
解 説	67

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析 —用語及びサービス要求事項

Market, opinion and social research, including insights and data analytics— Vocabulary and service requirements

序文

この規格は、2019年に第3版として発行されたISO 20252を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

市場・世論・社会調査（以下、調査という。）における国際標準化の主要な目的は、異なる国及び地域の市場に適用可能な、グローバルかつ一貫した業界標準の促進である。この規格の意図は、調査の継続的な改善につなげることを確実にするための構造を追求し、そして、他の既に利用可能な国別基準と業界行動規範との調和を図ることである。

調査のためのオンラインサンプルの出現及びその一般的な受容によって、オンラインサンプルの主要なソースであるオンラインアクセスパネルは、その使用法が進化するとともに、他のオンラインサンプルソースで増強されてきている。ISO 26362:2009は廃止され、この規格に組み込まれ、今ではオンライン及びオフライン両方のアクセスパネルをカバーすることとなった。

調査事業のコアフレームワークは、簡条4として確立され、文書化されている。規定の附属書は、世界的に認められている様々な調査方法論のための具体的な枠組みを提供する。調査機関は、特定の調査方法論又は機能への適合を証明するために、各附属書に記載されている要求事項に、その活動を整合させることができる。

その意図は、調査機関がこの規格に適合することを証明するために、少なくとも一つの附属書で支持され、義務的なフレームワークである簡条4に規定された要求事項を適用することである。この規格の構造及び適用範囲は、少なくとも一つの附属書の要求事項を満たすことなしには、この規格へのいかなる証明も許可しない。

事業として調査活動を社内で行うのか、又は外部委託機能として行うのかにかかわらず、調査機関は最終的にこの規格の要求事項に調査活動が適合することを確実にする責任を負う。したがって、適用可能な分野の範囲及び境界は、この規格の要求事項が確実に満たされるような管理プロセスを伴う附属書を含む、“適用宣言書（以下、SoAという。）”に反映される必要がある。

あらゆる宣誓の主張内容は、この規格のどの附属書に適合するのかを明確かつ明白に述べることになる。長期的な目標は、この規格に対して、事業主体が自身の調査活動の（全てではないとしても）大半を宣誓することである。